

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………
- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………
- 保安林の指定解除予定……………(産業労働局農林水産部森林課)……………
- ………(同)……………
- 森林法第百八十九条の揭示……………(同)……………
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)……………
- 平成十一年東京都公安委員会告示第五十一号(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則第四条の規定による東京都公安委員会が告示する地域)……………
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則第七條第二項の規定による東京都公安委員会が告示する地域……………
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則第七條第三項の規定による東京都公安委員会が告示する地域……………

公告

- 土地区画整理事業の換地計画の縦覧……………
- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………
- 開発行為に関する工事完了……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 飼料試験結果の公表……………
- ………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………
- 石油機器技術管理講習の実施……………(東京消防庁)……………
- 東京都知事の委任に係る平成二十八年度前期(鳥しよ地区)危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施……………(一般財団法人消防試験研究センター)……………

雑報

正誤

告示

東京都告示第三百七十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 被処分者

- (一) 商号 アロハ商事株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 中山 長盛
- (三) 主たる事務所 新宿区歌舞伎町二丁目四十二番十一号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九二七八六号

(五) 免許年月日 平成二十三年三月十八日

- 二 処分年月日 平成二十八年三月三日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

東京都告示第三百七十四号

東京都市計画事業瑞江駅南部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 土地区画整理事業の名称 東京都市計画事業瑞江駅南部土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地 江東区東陽七丁目三番五号 東京都第一区画整理事務所内

三 事業計画の決定の年月日

昭和六十三年四月十四日

四 事業施行期間

昭和六十三年四月十四日から平成二十八年三月三十一日まで

五 変更の内容

事務所の所在地を中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所内に変更する。

事業施行期間を平成三十三年三月三十一日まで延長する。

六 変更の年月日

平成二十八年三月十日

●東京都告示第三百七十五号

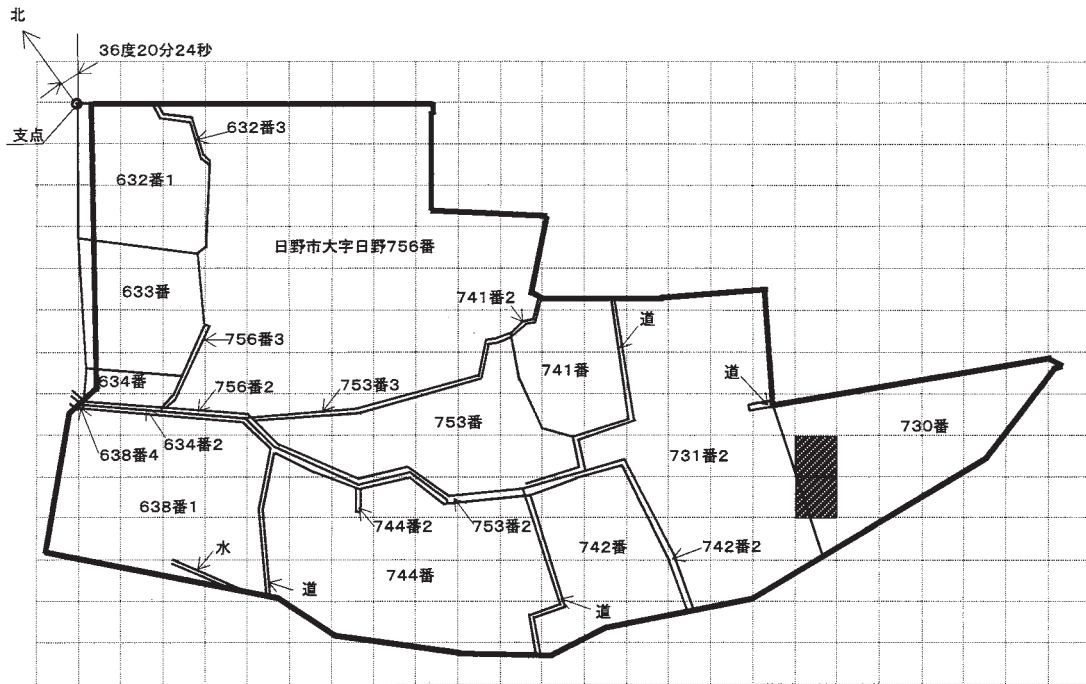
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 要措置区域 別図のとおり（日野市大字日野地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



■凡例

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 要措置区域

■支点

支点は、日野市大字日野632番1の最北端とする。

■格子の回転角度（36度20分24秒）

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので告示する。

平成二十八年三月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 解除を予定する保安林の所在場所

大島町元町二丁目二〇番三一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年三月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 保安林の所在場所等

西多摩郡奥多摩町海澤 字花さくら一二二番	原島シマ	奥多摩町 役場	指定施業要件の変更に 係る保安林の所在場所
西多摩郡奥多摩町海澤 字檜木沢一二三八番	小沢久次郎 小沢小兵エ 小林徳太郎		所在が不明な 通知の相手方
西多摩郡奥多摩町棚澤 字八味指八四九番	勝山良助 原島義次 清水直吉 平原兼吉 勝山儀三郎		藤屋建材合資会 社
西多摩郡奥多摩町小丹 波字寸庭平九一五番	新島松重		福田利男
西多摩郡檜原村字南郷	山崎登		片柳鯉之助
			須崎作太郎
			大沢正春
			市村高久
			小峰藤藏
			清水長吉
			四及び六
			西多摩郡奥多摩町海澤 字川入一二一三番三、 四及び六
			西多摩郡奥多摩町海澤 字なつち一一九番二
			西多摩郡奥多摩町海澤 字栃木くぼ三七〇番
			西多摩郡奥多摩町海澤 字ほての沢二三七番一
			青梅市御岳二丁目六一 七番〇
			青梅市御岳二丁目五九 八番一
			青梅市御岳二丁目五〇 八番二及び七
			青梅市御岳二丁目四八 九番一
			掲示場所
			青梅市役 所
			檜原村役

六一六二番		場
西多摩郡檜原村字小沢 八五三五番イ	土屋忠俊	

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十八年東京都告示第七十九号のとおり。

●東京都告示第三百七十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。





平成二十八年三月十日

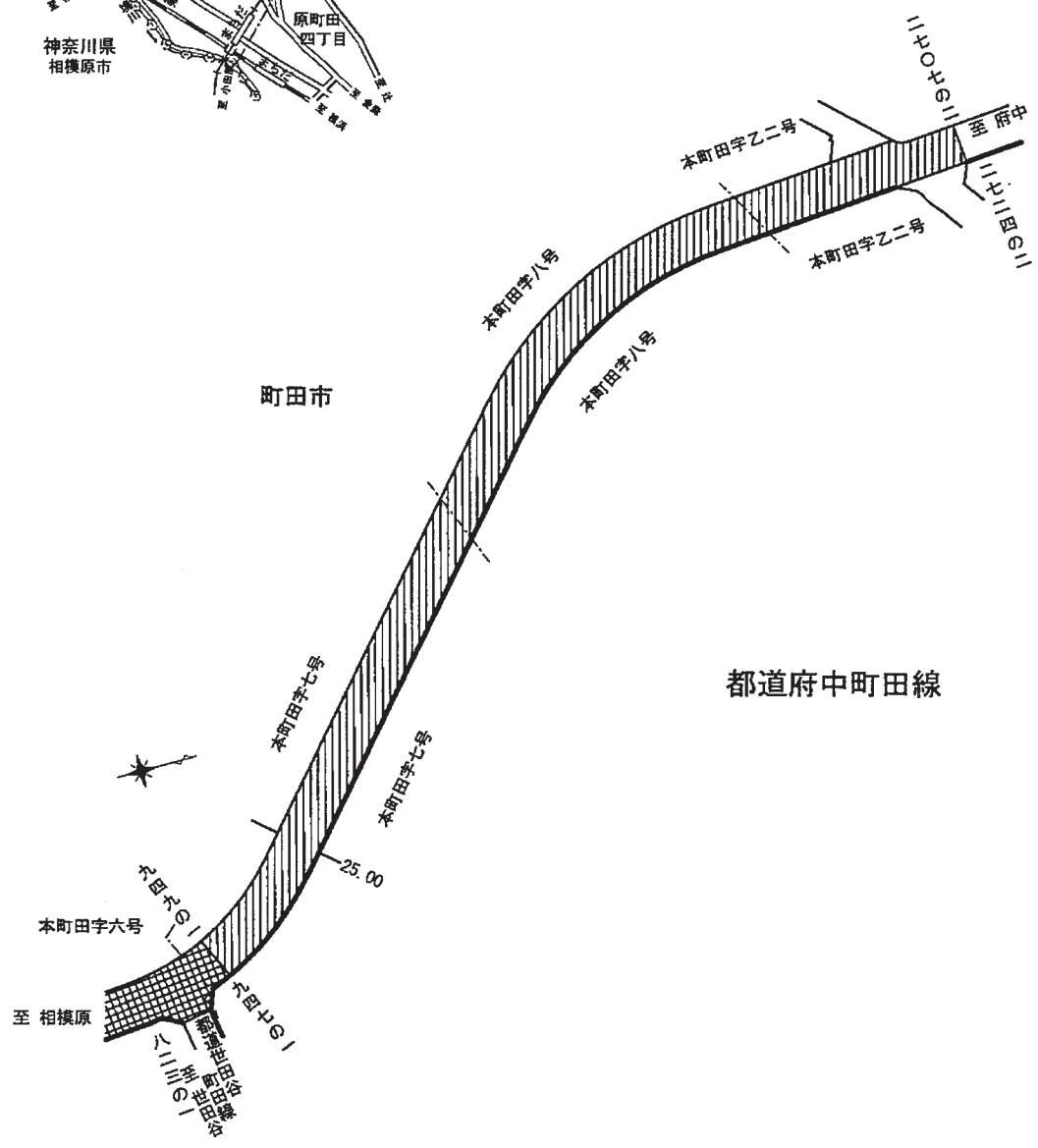
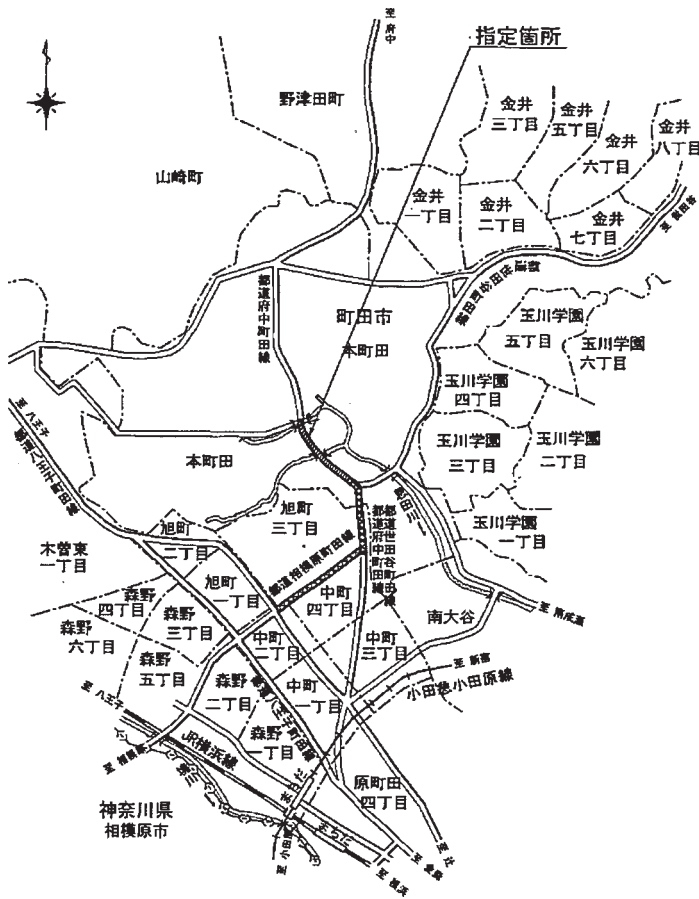
東京都知事 舛 添 要 一

- 一 路線名 都道府中町田線
- 二 指定する区間 町田市本町田字七号九百四十七番一地从前同市本町田字乙二号二千七百七番二地先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道府中町田線
町田市本町田地内

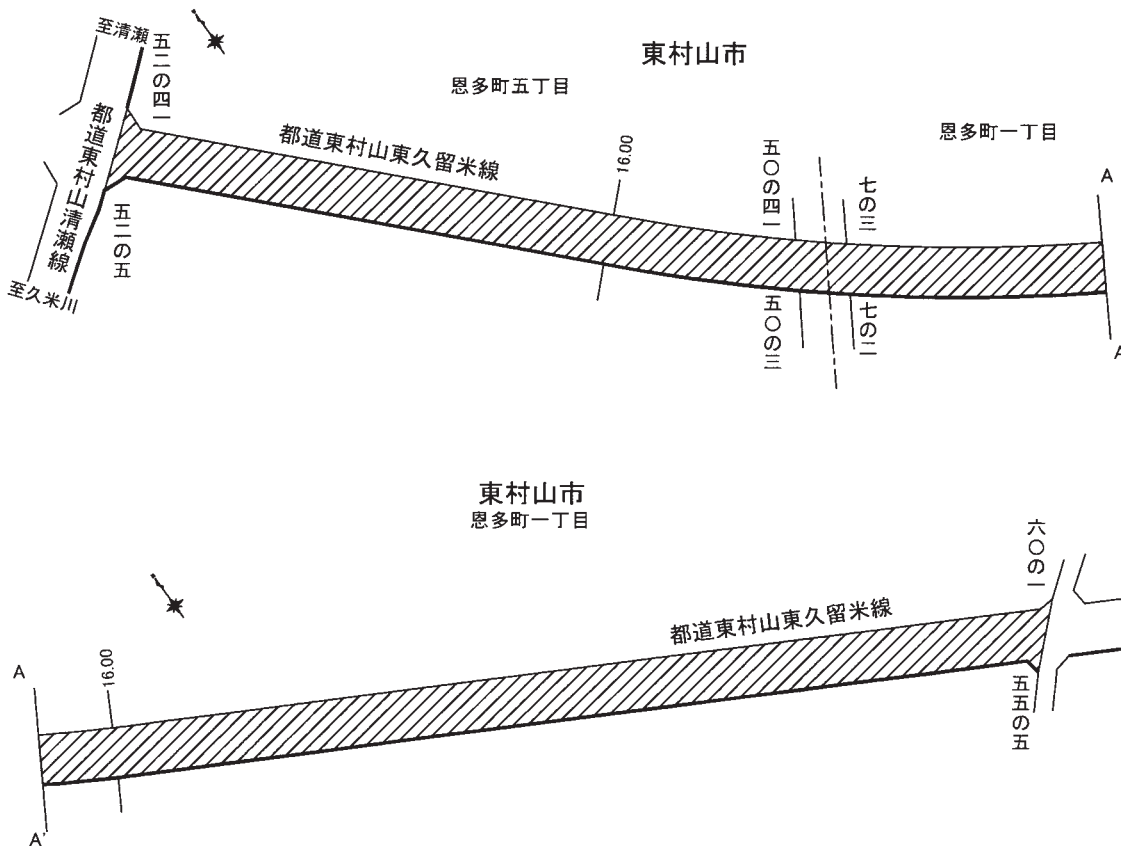
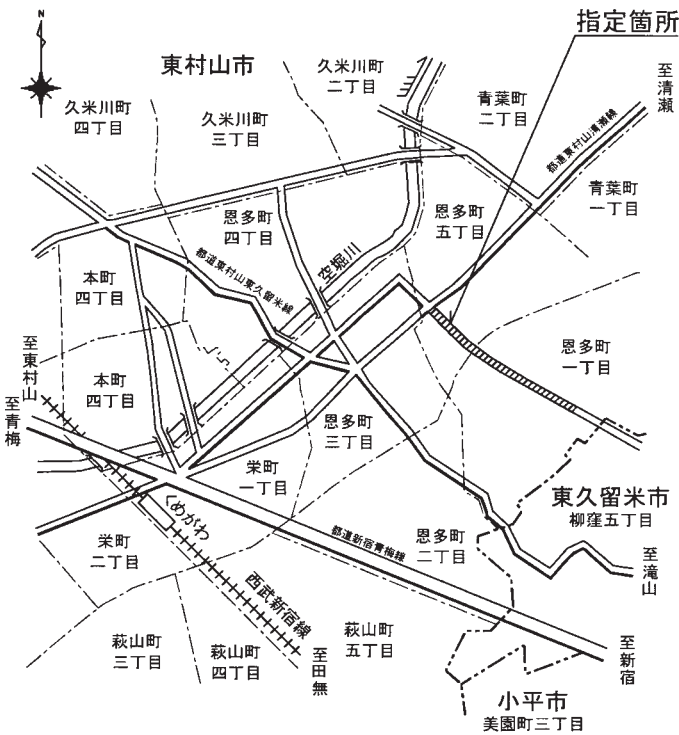
 指定箇所
 指定区間
 市道
 都道
 延長 六四六・四〇メートル
 (電線共同溝予定名称 府中町田・六号)



別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道東村山東久留米線
東村山市恩多町五丁目～恩多町一丁目

(電線共同溝予定名称 東村山東久留米・二号)
延長 六三〇・〇〇メートル
指定区間
市道
都道
指定区間



●東京都告示第三百七十九号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。
平成二十八年三月十日
東京都知事 外 添 要 一
一 路線名
都道東村山東久留米線

二 指定する区間
東村山市恩多町五丁目五十二番四十一
地先から同市恩多町一丁目五十五番五
地先まで
三 指定の概要
別図表示のとおり

出 張 (公)

●東京都公安委員会告示第90号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行
条例の施行に関する規則（昭和60年2月1日東京都公安委
員会規則第1号）第4条の規定による東京都公安委員会が
告示する地域に関する告示（平成11年4月1日東京都公安
委員会告示第51号）の一部を次のように改正し、平成28年
6月23日から施行する。

平成28年3月10日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

「第4条」を「第5条」に改め、ただし書を削る。

別表中「愛宕一丁目」を「麻布十番一丁目、同二丁目、
愛宕一丁目」に、「西新橋一丁目」を「西麻布一丁目、同
二丁目、同三丁目、同四丁目、西新橋一丁目」に改める。

●東京都公安委員会告示第91号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行
条例の施行に関する規則（昭和60年2月1日東京都公安委
員会規則第1号）第7条第2項の規定による東京都公安委
員会が告示する地域は、別表のとおりとし、平成28年6月
23日から施行する。

平成28年3月10日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

別表

区・市	町 名 (五十音順)
千代田区	飯田橋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四 丁目、岩本町一丁目、同二丁目、同三丁目、 内神田一丁目、同二丁目、同三丁目、大手 町二丁目、鍛冶町一丁目、同二丁目、神田 相生町、神田淡路町一丁目、同二丁目、神 田和泉町、神田岩本町、神田小川町一丁目、 同二丁目、同三丁目、神田鍛冶町三丁目、 神田北乗物町、神田紺屋町、神田佐久間河 岸、神田佐久間町一丁目、同二丁目、同三 丁目、同四丁目、神田神保町一丁目、同二 丁目、同三丁目、神田須田町一丁目、同二 丁目、神田駿河台一丁目、同二丁目、同三 丁目、同四丁目、神田多町二丁目、神田司 町二丁目、神田富山町、神田錦町一丁目、 同二丁目、同三丁目、神田西福田町、神田 練堀町、神田花岡町、神田東紺屋町、神田 東松下町、神田平河町、神田松永町、神田 美倉町、神田美土代町、九段北一丁目、同 四丁目、九段南二丁目、同三丁目、同四丁 目、麴町三丁目、同四丁目、猿樂町一丁目、 同二丁目、外神田一丁目、同二丁目、同三 丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、永 田町一丁目、同二丁目、西神田一丁目、同 二丁目、同三丁目、隼町、東神田一丁目、 同二丁目、同三丁目、平河町一丁目、同二 丁目、富士見一丁目、同二丁目、丸の内一 丁目、同二丁目、同三丁目、三崎町一丁目、 同二丁目、同三丁目、有楽町一丁目、同二 丁目、六番町
中央区	明石町、入船二丁目、同三丁目、京橋一丁 目、同二丁目、同三丁目、銀座一丁目、同 二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、 同六丁目、同七丁目、同八丁目、新川一丁 目、新富一丁目、同二丁目、築地一丁目、 同二丁目、同三丁目、同四丁目、同六丁目、 同七丁目、日本橋一丁目、同二丁目、同三 丁目、日本橋大伝馬町、日本橋蛸薬町一丁 目、同二丁目、日本橋兜町、日本橋茅場町

区	港
一丁目、同二丁目、同三丁目、日本橋小網 町、日本橋小伝馬町、日本橋小舟町、日本 橋富沢町、日本橋馬喰町一丁目、同二丁目、 同三丁目、日本橋馬喰町一丁目、同二丁目、 日本橋浜町一丁目、同二丁目、日本橋久松 町、日本橋堀留町一丁目、同二丁目、日本 橋本石町一丁目、同二丁目、同三丁目、同 四丁目、日本橋本町一丁目、同二丁目、同 三丁目、同四丁目、日本橋室町一丁目、同 二丁目、同三丁目、同四丁目、日本橋横山 町、八丁堀一丁目、同二丁目、東日本橋一 丁目、同二丁目、同三丁目、八重洲一丁目、 同二丁目	赤坂一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁 目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、麻布 十番一丁目、同二丁目、愛宕一丁目、同二 丁目、芝一丁目、同二丁目、同四丁目、同 五丁目、芝浦一丁目、芝公園一丁目、同二 丁目、芝大門一丁目、同二丁目、新橋一丁 目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五 丁目、同六丁目、虎ノ門一丁目、同二丁目、 同三丁目、同四丁目、西麻布一丁目、同二 丁目、同三丁目、同四丁目、西新橋一丁目、 同二丁目、同三丁目、浜松町一丁目、同二 丁目、東新橋一丁目、同二丁目、三田三丁 目、元赤坂一丁目、六本木一丁目、同二丁 目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六 丁目、同七丁目
新宿区	揚場町、荒木町、岩戸町、大久保一丁目、 神楽河岸、神楽坂一丁目、同二丁目、同三 丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、歌 舞伎町一丁目、同二丁目、北新宿一丁目、 下宮比町、新宿一丁目、同二丁目、同三丁 目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、高田 馬場一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁 目、津久戸町、筑土八幡町、富久町、西新 宿一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、 同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、 百人町一丁目、舟町、四谷一丁目、同二丁

文京区	春日一丁目、小石川一丁目、同二丁目、後楽一丁目、同二丁目、西片一丁目、本郷一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、湯島一丁目、同二丁目、同三丁目	品川区 荏原三丁目、大井一丁目、同四丁目、大崎四丁目、上大崎二丁目、小山三丁目、同四丁目、戸越一丁目、西五反田一丁目、同二丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、東大井五丁目、同六丁目、東五反田一丁目、同二丁目、同五丁目、平塚一丁目、同二丁目、同三丁目、二葉一丁目、南大井三丁目、同六丁目	豊島区 池袋一丁目、同二丁目、同三丁目、北大塚一丁目、同二丁目、同三丁目、巢鴨一丁目、同二丁目、同三丁目、同五丁目、高田三丁目、西池袋一丁目、同三丁目、同五丁目、東池袋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、南池袋一丁目、同二丁目、南大塚一丁目、同二丁目、同三丁目
台東区	秋葉原、浅草一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、浅草橋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、池之端一丁目、今戸一丁目、同二丁目、入谷一丁目、同二丁目、上野一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、雷門一丁目、同二丁目、北上野一丁目、同二丁目、清川一丁目、藏前三丁目、同四丁目、小島一丁目、同二丁目、寿一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、駒形一丁目、同二丁目、下谷一丁目、同二丁目、同三丁目、千束一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、台東一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、鳥越一丁目、同二丁目、西浅草一丁目、同二丁目、同三丁目、日本堤一丁目、同二丁目、根岸一丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、花川戸一丁目、同二丁目、東浅草一丁目、同二丁目、東上野一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同三丁目、三筋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、元浅草一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、柳橋一丁目、同二丁目、菟泉一丁目、同二丁目、同三丁目	目黒区 上目黒一丁目、同二丁目、同三丁目、下目黒一丁目、自由が丘一丁目、同二丁目、鷹番二丁目、同三丁目、目黒一丁目、祐天寺一丁目	北区 赤羽一丁目、同二丁目、赤羽西一丁目、赤羽南一丁目、王子一丁目、同二丁目、岸町一丁目、滝野川六丁目、同七丁目、豊島一丁目、東十条二丁目、同三丁目、同四丁目、西日暮里二丁目、同五丁目、東日暮里五丁目、同六丁目
墨田区	錦糸二丁目、同三丁目、同四丁目、江東橋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、太平二丁目、同三丁目、緑三丁目、同四丁目、向島一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目	大田区 大森北一丁目、同四丁目、蒲田四丁目、同五丁目、山王二丁目、同三丁目、西蒲田五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、東矢口一丁目、同三丁目、南蒲田一丁目、同二丁目	板橋区 板橋一丁目、大山町、大山東町
江東区	永代二丁目、亀戸一丁目、同二丁目、同三丁目、同五丁目、同六丁目、富岡一丁目、	世田谷区 北沢二丁目、同三丁目、三軒茶屋一丁目、同二丁目、代沢五丁目、太子堂二丁目、同四丁目	練馬区 桜台一丁目、同四丁目、豊玉上二丁目、豊玉北五丁目、同六丁目、中村北一丁目、練馬一丁目
江東区	永代二丁目、亀戸一丁目、同二丁目、同三丁目、同五丁目、同六丁目、富岡一丁目、	渋谷区 宇田川町、恵比寿一丁目、同四丁目、恵比寿西一丁目、同二丁目、恵比寿南一丁目、桜丘町、渋谷一丁目、同二丁目、同三丁目、松濤一丁目、神宮前六丁目、神泉町、神南一丁目、千駄ヶ谷四丁目、同五丁目、道玄坂一丁目、同二丁目、南平台町、東二丁目、同三丁目、広尾一丁目、円山町、代々木一丁目、同二丁目、同三丁目	足立区 千住一丁目、同二丁目、同三丁目、千住旭町、千住仲町、竹の塚一丁目、同五丁目、同六丁目
江東区	永代二丁目、亀戸一丁目、同二丁目、同三丁目、同五丁目、同六丁目、富岡一丁目、	中野区 新井一丁目、中央四丁目、中野二丁目、同三丁目、同五丁目	葛飾区 金町二丁目、同五丁目、同六丁目、亀有二丁目、同三丁目、同五丁目、新小岩一丁目、同二丁目、立石一丁目、同四丁目、同七丁目、同八丁目、西新小岩一丁目、東金町一丁目、同三丁目、東新小岩一丁目、東立石四丁目
江東区	永代二丁目、亀戸一丁目、同二丁目、同三丁目、同五丁目、同六丁目、富岡一丁目、	杉並区 阿佐谷北一丁目、同二丁目、阿佐谷南一丁目、同二丁目、同三丁目、天沼二丁目、同三丁目、荻窪五丁目、上荻一丁目、高円寺北二丁目、同三丁目、高円寺南二丁目、同三丁目、同四丁目、松庵三丁目、成田東四	江戸川区 中央四丁目、西葛西三丁目、同五丁目、同六丁目、西小岩一丁目、同四丁目、同五丁目、平井二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、松島三丁目、同四丁目、南小岩六丁目、同七丁目、同八丁目
江東区	永代二丁目、亀戸一丁目、同二丁目、同三丁目、同五丁目、同六丁目、富岡一丁目、	八王子市 旭町、東町、追分町、子安町四丁目、寺町、中町、八幡町、三崎町、南町、明神町二丁目、同三丁目、同四丁目、八木町、八日町、	八王子市 旭町、東町、追分町、子安町四丁目、寺町、中町、八幡町、三崎町、南町、明神町二丁目、同三丁目、同四丁目、八木町、八日町、

立川市	曙町二丁目、柴崎町二丁目、同三丁目、高松町二丁目、同三丁目、錦町一丁目、同二丁目
武蔵野市	吉祥寺本町一丁目、同二丁目、吉祥寺南町一丁目、同二丁目、御殿山二丁目、中町一丁目、西久保一丁目
三鷹市	上連雀二丁目、下連雀三丁目
府中市	寿町一丁目、同二丁目、同三丁目、府中町一丁目、同二丁目、本町一丁目、同二丁目、宮西町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、宮町一丁目
町田市	中町一丁目、原町田一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同六丁目、森野一丁目
小金井市	本町一丁目、同五丁目、同六丁目
東村山市	栄町一丁目、同二丁目
国分寺市	本町一丁目、同二丁目、同三丁目、南町一丁目、同二丁目、同三丁目
福生市	東町、福生、本町

●東京都公安委員会告示第92号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則（昭和60年2月1日東京都公安委員会規則第1号）第7条第3項の規定による東京都公安委員会が告示する地域は、次のとおりとし、平成28年6月23日から施行する。

平成28年3月10日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

1 近隣商業地域のうち、港区六本木四丁目から同区六本

木七丁目までの地域

2 港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第1に規定する京浜港東京区の港域内海面及び水面（河川法（昭和39年法律第169号）第4条第1項に規定する一級河川及び同法第5条第1項に規定する二級河川を除く。）並びに同省令別表第2に規定する京浜港の東京東航路及び東京西航路の区域内海面

公 告

土地区画整理事業の換地計画の縦覧について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第八十八条第二項の規定により、東京都市計画事業花畑北部土地区画整理事業の換地計画を縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第五十五条の二において準用する同令第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月十日

東京都市計画事業花畑北部土地区画整理事業

施行者 東京都

代表者 東京都知事 外 添 要 一

- 一 縦覧期間 平成二十八年三月十八日（金曜日）から同月三十一日（木曜日）まで
- 二 縦覧時間 午前九時から午後五時まで
- 三 縦覧場所 足立区花畑六丁目四番十六号 桜花住区センター

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年三月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名

東久留米市南沢四丁目七十九番一 東久留米市南沢四丁目七番一 四十九号 海老沢廣明

飼料試験結果の公表について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により取消した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月十日

東京都知事 外 添 要 一

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
株式会社上山商事 墨田第2リサイクル工場 墨田区	同左	単体飼料	食品残渣乾燥飼料	平成28年1月	重金属-カドミウム、鉛、ひ素、水銀	無
株式会社アルフォ 城南島飼料化センター 大田区	同左	単体飼料	アルフォミール	平成28年1月	重金属-カドミウム、鉛、ひ素、水銀	無

平成28年度石油機器技術管理講習 (一般講習
・再講習) の実施について

火災予防条例 (昭和37年東京都条例第65号) 第62条の5の規定による火災予防施行規程 (昭和37年東京消防庁告示第17号) 第12条第1項に定める石油機器技術管理講習を次のとおり行う。

平成28年3月10日

東京消防庁

消防総監 高 橋 淳

1 石油機器技術管理講習 (一般講習)

(1) 受講対象者

地震動等により作動する安全装置を設けることとされている石油燃焼設備若しくは器具の設置工事又は修理を業として行おうとする者

(2) 講習の実施日時及び実施場所

ア 平成28年5月26日 (木曜日) 及び同月27日 (金曜日)

イ 同日とも午前9時から午後6時まで
 全国家電会館
 文京区湯島三丁目6番1号

エ 平成28年11月17日 (木曜日) 及び同月18日 (金曜日)

同日とも午前9時から午後6時まで
 株式会社ノーリツ八王子研修センター
 八王子市石川町728番地の8

2 石油機器技術管理講習 (再講習)

(1) 受講対象者

既に一般講習又は再講習を修了して石油機器技術管理講習修了証を交付された者で、交付の日以後における最初の4月1日から5年以内のもの

(2) 講習の実施日時及び実施場所

ア 平成28年5月30日 (月曜日)
 午前9時30分から午後5時まで
 全国家電会館

イ 平成28年11月21日 (月曜日)
 午前9時30分から午後5時まで
 文京区湯島三丁目6番1号

府中グリーンプラザ

府中市府中町一丁目1番1号

3 申請方法

受講申請書に講習希望日等を記入の上、各講習日の約1か月前までに申請先へ郵送してください。

4 講習の実施機関及び申請先

一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会
 郵便番号150-0011 渋谷区東二丁目24番2号

5 問合せ先

一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会 (電話03(3499) 2928)

6 受講申請書配布先

(1) 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会
 (2) 都内の各消防署、消防分署及び消防出張所

雑 報

東京都知事の委任に係る平成28年度前期 (鳥しよ地区) 危険物取扱者試験及び消防設備士

試験の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項及び第17条の9第1項の規定により東京都知事の委任に係る危険物取扱者試験及び消防設備士試験をそれぞれ次のとおり行う。

平成28年3月10日

一般財団法人消防試験研究センター

理事長 北村吉男

1 試験の種類

(1) 危険物取扱者試験

ア 甲種危険物取扱者試験

イ 乙種危険物取扱者試験（第1類から第6類まで）

ウ 丙種危険物取扱者試験

(2) 消防設備士試験

ア 甲種消防設備士試験（特類及び第1類から第5類まで）

イ 乙種消防設備士試験（第1類から第7類まで）

2 試験実施日及び実施場所

(1) 実施日

平成28年5月28日（土曜日）

(2) 実施場所

大島支庁第2会議室

大島町元町字オンダシ222番地1

3 受験の申請方法、申請期間及び申請先

(1) 申請方法

郵送

(2) 申請期間

この公告の日から平成28年4月8日（消印有効）ま

で

(3) 申請先

一般財団法人消防試験研究センター 中央試験センタ

郵便番号151-0072 渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号

問合せ先

4 問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター 中央試験センター

電話03-3460-7798（平日午前9時から午後5時まで）

正 誤

○平成十八年七月二十日付東京都告示第千二百二十四号

ペーシ一段一行一誤一正

一 中 後から 四 東京都市計画道 昭島都市計画道路事業

○平成二十八年二月二十九日付東京都告示第百八十一号

ペーシ一段一行一誤一正

一七 上 九 東村山市柳窪五丁目五百四十八番三地先 東久留米市柳窪五丁目五百四十八番三地先

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円（郵送料を含む）

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

